

守口市会計年度任用職員(女性相談支援員)募集案内

守口市人権市民相談課では下記のとおり職員を募集いたします

1 職名

女性相談支援員

2 任用根拠

地方公務員法第22条の2第1項第1号(会計年度任用職員)

3 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで(条件付きで更新あり)

4 募集人員

2名

5 勤務場所

守口市 市民生活部 人権市民相談課

6 職務内容

保護を必要とする女性の早期発見・相談・助言・指導及び女性の抱える様々な問題に対する面接・電話相談

7 応募要件・求められる能力

相談等に対し適切に対応する応用力や判断力を有し、女性が抱える問題解決に熱意がある方で、次の(1)から(3)の要件を満たす方。

(1) 次のア・イ・ウいずれか一つ以上を充足すること

ア 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、保健師のいずれか一つ以上の資格を有すること。相談業務の経験があればなお良い。

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、社会福祉、児童福祉、社会学、心理学のいずれか一つ以上を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業していること、または社会福祉主事任用資格を有すること。相談業務の経験があればなお良い。

ウ アまたはイに準ずる方であって、採用時において1年以上の福祉分野における実務経験、若しくは相談業務の経験を有していること

(2) Excel、Word等を使ったデータ入力・資料作成・整理、電子メールの操作、インターネットによる情報収集等、基本的なパソコン操作ができること

(3) 次のいずれかに該当しない方

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- イ 守口市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

8 勤務日数・勤務時間

原則、月曜日～金曜日までの週5日

勤務時間 1日7時間 9時から16時45分まで

- ※ 祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く
- ※ 休憩時間は原則として12時～12時45分まで
- ※ 所属長の命により超過勤務が生じる場合があります

9 報酬等

月額：12,003円～12,719円（職務経験に応じて設定します）

- ※ 時間外勤務報酬、交通費を支給します
- ※ 期末手当、勤勉手当は、一定の要件を満たす場合に支給します

10 社会保険

社会保険（健康保険(共済組合)、厚生年金保険、雇用保険）の適用あり

- ※ 週の勤務時間が20時間以上の方で、所定の条件を満たす場合は必ず加入します

11 応募方法

市ホームページより「令和8年度 守口市会計年度任用職員（女性相談支援員）任用申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、下記送付先までご郵送ください

- ※ 順次、選考を行います。採用が決まった段階で募集は終了となります

<送付先>

住所：〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2-5-5

宛名：守口市役所総務部人事課 会計年度任用職員採用担当

12 選考方法

書類選考、面接（ご都合に応じて日程を調整します）